

一部事務組合について

参考資料

特別区が担う事務は、各特別区で実施することが原則であるが、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務については、特別区が共同して事務を実施

区分	主な事務	一部事務組合の事務とする視点
事業の実施	・介護保険事業	・特別区設置時における特別区間の保険料・サービスの公平性等を考慮
	・民間の児童養護施設等及び生活保護施設の所管事務 (設置認可、指導、助成などの事務を含む)	・施設が偏在しており、特別区の区域を越えた入所調整の公平性等を考慮
情報システムの管理	・住民基本台帳等システム ・税務事務システム ・国民健康保険システム ・統合基盤・ネットワークシステム ・戸籍情報システム ・総合福祉システム ・介護保険システム など	・共通的なシステム管理の集約と共同利用により、住民サービスを円滑に提供するとともに、特別区のコストの抑制、業務の効率性等を考慮
施設の管理等	<p><福祉施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援施設 ・児童養護施設 ・生活保護施設 ・心身障がい者リハビリテーションセンター ・特別養護老人ホーム等(弘済院) など <p><市民利用施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・信太山青少年野外活動センター ・長居ユースホステル ・青少年センター ・こども文化センター ・障がい者スポーツセンター ・中央体育館 ・大阪プール ・靱テニスセンター、靱庭球場 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物管理センター ・斎場 ・霊園 ・処分検討地等にかかる管理・処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が偏在しており、特別区の区域を越えて利用される施設の共同管理により、住民負担やサービスの公平性等を考慮 ・施設の更新等にかかる効率的・効果的な財源投入、財産の有効な活用・処分などを考慮

効果

- ◆ 特別区間における住民負担やサービスの公平性等を確保
- ◆ 共通的なシステム管理や所在地が偏在する施設の管理等について、共同化・集約化することにより、効率的・効果的に事務を執行、財産を管理・処分

◇ 以下の一部事務組合又は広域連合で実施している事務については、特別区設置の日以後においても、引き続き、当該一部事務組合又は広域連合で実施

(水防事務) 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合 (後期高齢者医療事業) 大阪府後期高齢者医療広域連合
(一般廃棄物処理・処分) 大阪広域環境施設組合